一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県高崎市倉渕町字三ノ倉字鳶岩二六六八の七、二六六八の一〇から二六六八の一二まで、二六六八の一六、二六六八の一七、二六六八の二〇、二六七二の四、二六七二の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第千五百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年六月六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県美作市万善字二ノ谷一〇八七の二五から一〇八七の二七まで（以上三筆国有林）、字猿ケ谷一〇七九の一二から一〇七九の一四まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年六月六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好市山城町西宇字キシヤシキ一四二〇、一四二一の一、一四二一の二、字西向一四九二の一一、東祖谷落合五五八の四、五五八の六、五六〇の二、五六二の三、東祖谷樫尾六八二の一、六八二の二、六八三、東祖谷栗枝渡二七八の一、二七八の二、二七八の四、東祖谷菅生五五八の三、五五八の四、五六〇の一、東祖谷西山五三〇、五三一、五三二の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年六月六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好郡東みよし町東山字男山八三三の一、字広野三九、四〇の一、足代字山分四五八九の八三七、四五八九の八八六、中庄二九六四の四二四、二九六六の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年六月六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県阿波市土成町土成字鈴川六の一、六の九、六の一一、六の二〇、六の二三、六の二四、一〇から一五まで、二〇、二五、三〇、三三の一から三三の三まで、三四の七から三四の九まで、三四の一一から三四の一四まで、四〇の三から四〇の五まで、四一、四三、四五、五五の一から五五の三まで、土成町高尾字深谷一二三から一二五まで、一二六の七、一三八の一、一三八の三、一四一の一から一四一の五まで、一四四の二、一四五の八、土成町宮川内字上畑七〇、七七の一から七七の一一まで、九〇の一、九一、九五、九六の一、九六の二、九七の一、九八の一から九八の三まで、字藤ヶ内一七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鈴川四一、四三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び阿波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年六月六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県阿波市市場町犬墓字竹倉一四三の一、一四四の一、一四七、市場町日開谷字稲荷五三三、五三五の一、五三五の二、五三六、五四一、五四三、字遅越一五八の一、一五八の四、一五八の五、一七九の三、字僧都一四二、一四三、市場町尾開字日吉三五〇の一、三五一の一、三五二の一、三五三の一、四〇七、四三八の一から四三八の三まで、市場町切幡字観音一六〇の二、一六一の一、一六三、二六〇の二、二六一、字乾山二五、四二の一、四三、字坤山一一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字竹倉一四三の一、一四四の一、一四七、字観音一六〇の二、一六一の二・一六三・二六〇の二・二六一・字坤山一一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び阿波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年六月六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町桧曽根字井野三〇から三二まで、三五の一、字笠山一〇の一、一〇の一の一、臼ケ谷字木屋ノ溝一、字中津三四の一の一、三四の一の二、小浜字惣戸谷四一六の一、字西ノ谷四五五、四五六の一、四五六の二、四五七の一、四五七の二、大戸字北津丸二七の一、二七の三、二七の四、二八の一、二八の一の一、三〇の二、三一の一、三一の二、川俣字オソ谷五八、五九の一、五九の三、字カドゲ谷一九、二六、字霧越一の一から一の三まで、一の五、二、三、四の一、四の二、五から八まで、九・一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一、一二、一三の一、一三の二、一四、一五の一から一五の五まで、字坂本六、七、八